

「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」案について

1 背景

道路法（昭和 27 年法律第 180 条）第 39 条において、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができることとされており、占用料の額は、指定区間内の国道にあつては道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）で、地方公共団体にあつては条例で定めることとされており、岩手県では、道路占用料徴収条例（昭和 28 年 3 月 30 日条例第 7 号）で定めています。

占用料の額について、指定区間内の国道にあつては道路法施行令別表において、固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の動向等を考慮して定めておりますが、岩手県では、算定方法は国の考え方に準じるものの、県内の地価の実態を反映させた独自の額としています。

道路法施行令が令和元年 9 月 27 日付けで改正され、令和 2 年 4 月 1 日以降における指定区間内の国道の占用料の額が見直されたことから、岩手県でも県内の地価の実態を反映させた占用料の額の見直しを行う必要があります。

2 改正の内容

平成 30 年度の固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の動向等及び県内の地価の実態を踏まえ、道路占用料徴収条例別表に定める占用料の額を見直すこととします。

3 今後のスケジュール

公布 令和 2 年 3 月下旬

施行 令和 2 年 4 月 1 日